確認申請にかかる事務手続きの流れ

下市町内の事業者が平成２７年４月１日以降に設備投資したものについて特別措置を受けようとする場合、**税務申告前に**設備投資の内容が計画に適合したものであるかどうかを下市町役場　地域づくり推進課へ確認する必要があります。適合が確認できた場合には、下市町役場地域づくり推進課から確認書が発行されます。

事業者は、**税務申告の際、この確認書を添付し税務申告を行うことで特別措置の適用が受けられます。**

制度運用に伴う申請処理フロー

①事業者は、設備投資を行ったら資本金がわかるもの、投資内容がわかるものを添えて下市町役場地域づくり推進課へ申請書を提出。

②下市町は、設備投資が計画に適合したものであるかを確認。

③下市町は、確認書を事業者へ送付。

④事業者は、税務申告の際、確認書を添付して申告。

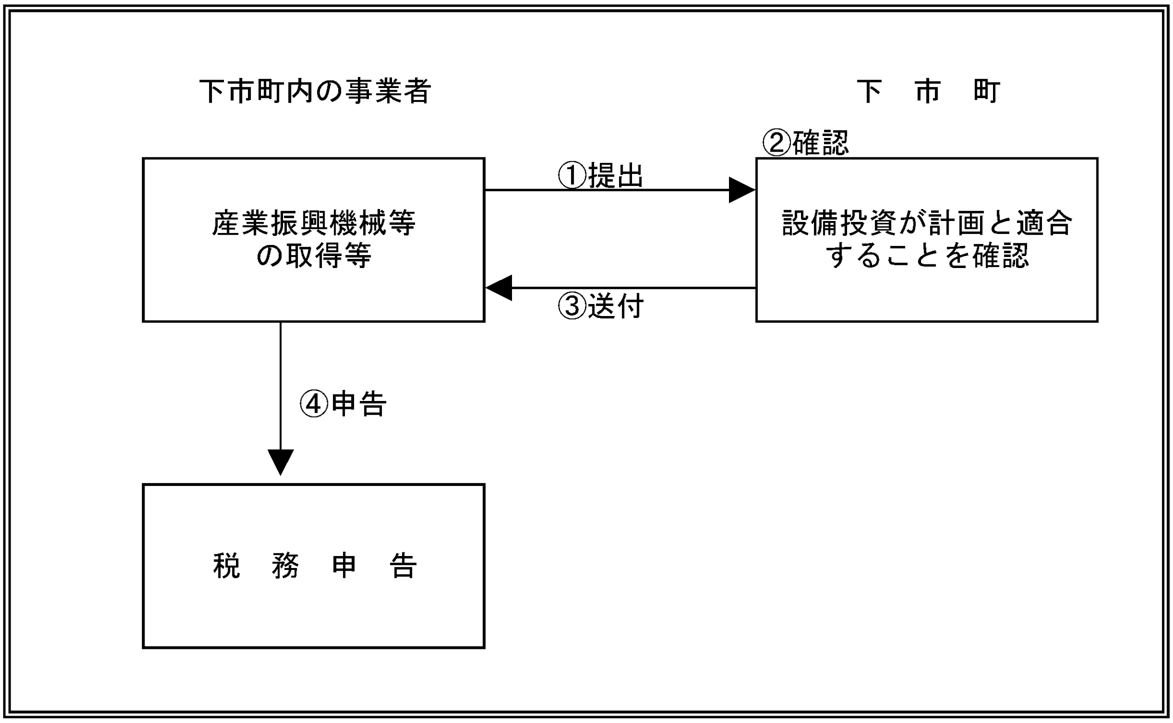

※申請様式は町ホームページよりダウンロードするか、下市町役場地域づくり推進課窓口に設置しています。